

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 地域環境課	重野 哲
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 大気汚染物質対策等の推進	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	86,927

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)							
県内では、高い濃度のPM2.5や光化学オキシダントが観測されているため、常時監視を行います。 また、工場や事業場等の発生源については、継続的な監視を行います。 ※PM(Particulate matter)2.5:大気中の浮遊物のうち2.5マイクロメートル(μm)以下の微小な粒子 ※光化学オキシダント:大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性の汚染物質		i)工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全 ii)大気環境の常時監視							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 令和3年度の実績は88%、達成率は101%となり、昨年度の実績(令和2年度:83%)及び今年度の目標値(最終年度の目標値も同じ)を上回り、概ね良好な状況であった。 令和4年度も引き続き、常時監視を行っていく。
	大気環境基準の適合率	目標値①	87%	87%	87%	87%	87%	87% (R7)	
	実績値②	87% (H27-R元)	88%					進捗状況	
		達成率②/①	101%					順調	

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等	
				R2実績	R3実績	R4計画		うち一般財源	人件費(参考)	主な指標		R2目標
取組項目 i	○	1	工場監視指導費(大気)	114	114	1,564	ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。 大気汚染防止法第26条 法で規定するばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等	【活動指標】 R2.3:立入件数(件)	1,300	2,319	178%	●事業の成果 ・ばい煙発生施設等の確認、検査を実施することで、基準を超える排ガスの排出等を防ぐことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・工場等の排ガスによる大気汚染を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				262	262	1,558		R4-排出基準確認率(%)	100		139%	
				632	632	1,536		【成果指標】	100	100	100%	
			S46-			排出基準の適合率(%)		100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—		100				
取組項目 ii	○	2	大気汚染監視テレメータ運営費	48,046	0	4,374	県民の健康を保護し生活環境を保全するため、県下11箇所の大気環境測定局において大気汚染の常時監視を実施した。	【活動指標】	11	11	100%	●事業の成果 ・PM2.5等の常時監視を全地点で行うことで、有害大気汚染物質による環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・PM2.5等の常時監視を行うことで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				80,446	36,300	4,284		大気汚染常時監視数(測定局数)	11	11	100%	
				53,155	0	4,224		【成果指標】	100	100	100%	
			S53-			環境基準達成状況の把握(%)		100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境	100				

取組項目 ii	3	環境監視測定費(大気)	2,532	2,532	1,173	有害大気汚染物質に関する環境監視を実施し、有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認した。	【活動指標】	3	3	100%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、有害大気汚染物質による環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・有害大気汚染物質の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
			2,541	2,541	1,168		有害大気汚染物質モニタリング地点数(地点)	3	3	100%	
			2,746	2,746	1,152		有害大気汚染物質モニタリング地点数(地点)	3			
		大気汚染防止法第22条			【成果指標】		100	100	100%		
		H9-			環境基準達成状況の把握(%)		100	100	100%		
	地域環境課			○	—	—	大気環境	100			
	4	ダイオキシン類対策事業	3,578	3,578	1,564	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県下の17地点でダイオキシン類濃度の環境監視を実施した。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施した。	【活動指標】	16	16	100%	
			3,678	3,678	1,558		ダイオキシン類の測定計画に基づく環境調査地点数(地点)	17	17	100%	
			4,717	4,717	1,536		ダイオキシン類の測定計画に基づく環境調査地点数(地点)	11			
		ダイオキシン類対策特別措置法第26条、34条			【成果指標】		100	100	100%		
H12-			環境基準達成状況の把握(%)	100	100		100%				
地域環境課			○	—	—	大気環境等	100				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全	
<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法に基づき立入検査を実施し、排ガスの自主検査結果を確認したが、令和3年度は違反事例はなかったが、大気環境保全のため、監視指導を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 ・令和3年度は工場・事業場における排出基準超過事例が確認されていないが、大気環境の保全のため、引き続き監視指導を継続していく。
ii 大気環境の常時監視	
<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視、有害大気汚染物質やダイオキシン類の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。 ・令和3年度はオキシダント注意報の発令及びPM2.5の注意喚起事例はなかったが、県民の健康を保持するため、常時監視を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 ・今後とも大気汚染状況について常時監視等で把握し、必要に応じ注意報の発令や注意喚起等を行う。

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	工場監視指導費(大気) S46- 地域環境課	立入検査を行う県立保健所における新型コロナウイルス対応に伴う業務逼迫等を考慮し、令和4年度から活動指標を「排出基準確認率」へ変更した。	—	今回、活動指標の見直しを行ったが、大気環境を保全するため、工場・事業場における排出基準の遵守状況の確認や基準超過時の指導等について継続して対応する。	現状維持
取組項目 ii	○	2	大気汚染監視テレメータ運営費 S53- 地域環境課	—	—	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定されており、また、県民の健康を保持するためにも監視体制の維持や必要に応じた注意報等の発令が必要なことから、継続して対応する。	現状維持

取組 項目 ii	3	環境監視測定費(大気)	—	—	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染物質による大気汚染状況の把握及び公表が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や経年変化等を把握する。	現状維持
		H9-				
		地域環境課				
	4	ダイオキシン類対策事業	平成12年に環境調査を開始して以降、環境基準の超過が確認されていないことから、大気、水質、土壌の調査頻度の見直しを行った。	—	ダイオキシン類対策特別措置法では、県の事務として大気環境中等のダイオキシン類の汚染状況の把握や工場・事業場の監視・指導が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や工場・事業場からの排出基準の遵守状況を確認を継続する。	現状維持
		H12-				
		地域環境課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%在庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点